

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令案等に対する意見の募集
(パブリックコメント) について

内閣府
総務省
法務省
外務省
財務省
文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省

令和3年1月29日(金)

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令案等について、広く国民の皆様からの御意見を募集するため、令和3年1月29日(金)から同年2月27日(土)までの間、パブリックコメントを実施します。

御意見のある方は、募集要項に沿って御提出ください。

1 概要

(別紙) 環境省所管法令に係る立入検査等に係る身分証明書の様式の統合についての概要

2 意見募集要項

(1) 意見募集対象

- ・環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令案
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令案
- ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令案
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の規定に基づく立入調査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令案
- ・経済産業省及び環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する

職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令案

- ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令案

(2) 資料の入手方法

[1] インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口 [e-Gov] <https://www.e-gov.go.jp/>

[2] 環境省大臣官房総務課にて配布

(3) 意見募集期間

令和3年1月29日(金)～同年2月27日(土)

※郵送の場合は同日必着

(4) 意見提出方法

下記の【意見提出様式】の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で御提出ください。

[1] 郵送による提出の場合

宛先 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省大臣官房総務課

[2] FAX

FAX番号 03-3509-6485

[3] 電子メール

電子メールアドレス kanbo-somu@env.go.jp

※電子メールで提出される場合は、メール本文に記載してテキスト形式で送付してください。(添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。)

※電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

【意見提出様式】

[宛先] 環境省大臣官房総務課 宛て

[件名] ○○○に対する意見

※「○○○」には上記2(1)の意見募集対象の法令名を記入してください

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[〒・住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[意見] ・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください。)

・意見内容

・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

※御意見は、日本語で御提出ください。

※意見内容は、1000字以内で簡潔に記載願います。

※御提出いただきました御意見については、名前、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただくこともあります。

※締切日までに到着しなかったもの及び下記に該当する内容については無効とします。

- ・個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容 等

※なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承ください。

問合せ先 環境省 大臣官房総務課 大臣官房総合政策課企画評価・ 政策プロモーション室 代表 03-3581-3351 直通 03-5521-8210
--